

内覧・交渉・契約に関するよくある質問（Q&A）

Q 5 8: 物件の内覧を希望するにはどうすればよいですか？

A 5 8: 内覧ご希望の方は事前に空き家バンクの利用登録が必要となります。
利用登録完了後、内覧希望の物件を、役場担当者までご連絡下さい。

Q 5 9: 内覧は役場の人が案内をしてくれるのですか？

A 5 9: 役場の案内は出来ません。
役場から所有者に内覧希望の旨を連絡をいたします。
その後所有者から連絡が来次第、直接日程等の調整をお願いいたします。

Q 6 0: 時間が空いたので今日内覧したいが可能ですか？

A 6 0: 原則お断りしております。
所有者と連絡がとれ、都合が合えば可能な場合もあります。

Q 6 1: 内覧時に必要な持ち物はありますか？

A 6 1: 身分証明書(運転免許証やマイナンバーカードなど)を持参してください。

Q 6 2: 内覧をしました。申込をしたいのですが、どのようにすればよいでしょうか？

A 6 2: 「空き家バンク登録物件交渉申込書」を役場まで提出してください。
その後、所有者と利用希望者で契約内容や条件について交渉いただき、
合意が得られたら、その旨を役場担当までご連絡ください。
交渉は「空き家バンク利用登録完了済」かつ「空き家バンク登録物件交渉申込書」の
役場への到達が早い方からの先着順となりますので、
内覧時点で申込等の可能性があるようでしたら、
内覧申込時に合わせて、「空き家バンク登録物件交渉申込書」を
役場まで提出いただくことをおすすめいたします。

Q 6 3: 現在交渉中の物件とはなんですか？

A 6 3: 交渉申込が入っており、所有者と利用希望者で交渉中の物件となります。

Q 6 4: 現在交渉中の物件の内覧はできますか？

A 6 4: 交渉中の方が不成立になった場合のみ、内覧希望者の先着順でご案内いたします。

Q 6 5: 現在交渉中の物件に交渉申込をした場合、所有者に比較して判断いただくことは可能ですか？

A 6 5: 交渉は一名ずつとなります。
交渉中の方が不成立になった場合のみ、先着順での交渉のご案内をいたします。

Q 6 6: 交渉が成立した後、手続きはどのように進められますか？

A 6 6: 所有者と利用希望者とで契約を締結し、必要な手続きを進めます。
役場は契約手続きには関与できません。

Q 6 7: 交渉が成立した後、役場への連絡は必要ですか？

A 6 7: 交渉が成立した場合、役場への連絡が必要です。
情報の更新を行い、他の利用希望者に正確な情報を提供するためです。
所有者は「空き家バンク登録物件交渉結果報告書」を提出してください。
利用者の手続きは必要ありません。
以上で役場への手続きはすべて完了となります。